

随意契約および比較見積省略理由書
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

工事名称 : 一級河川 木津川 木津川水門水位計補修工事

木津川水門の水位計は水門操作を適切に行うための指標となる水位を計測するものであり、運転監視設備に不可欠な重要な機器である。また、遠隔監視設備とも連携しており、水防災システムにも計測した水位データを送っている。

本工事は設置から約30年経過し計測異常等の劣化がみられることから、水位計本体の更新及び水位観測装置盤内の機器の更新を行い、水位計測システム全般の総合試験調整を行うものである。

本システムの総合調整にあたっては、システム独自の機能及び点検・調整方法について十分な専門分野と設計資料などの技術情報かつ、システム操作についてのノウハウを熟知している等の特別な能力が必要である。

以上のことから本システムの設計・製作・据付を行った三菱電機株式会社からメンテナンス業務を受け継いだ西菱電機株式会社大阪支社以外にその能力を有するものがいないことから大阪府財務規則第62条関係第2項第1号の規定により比較見積書の徴取を省略し、同社より徴する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結するものとする。